

介護職員等処遇改善加算に関する情報公開

有限会社ヴィベルでは、介護職員等の処遇改善を目的として、国が定める「介護職員等処遇改善加算」を算定しています。

1. 加算の取得状況

当事業所は、介護報酬における、介護職員等処遇改善加算Ⅱ口を取得しています。

2. 賃金改善の実施内容

介護職員等処遇改善加算の算定に伴い、以下のとおり賃金改善を実施しています。

毎月の給与（基本給・手当等）の改善
賞与等による一時金の支給
経験・資格・勤続年数等に応じた配分

※加算額は、職員の処遇改善に全額充当しています。

3. 職場環境等要件への取組

当事業所では、職員が安心して長く働ける職場環境づくりのため、以下の取組を行っています。

資質向上・キャリアアップに向けた研修機会の確保
業務負担軽減や業務効率化の推進
子育て・介護と仕事の両立支援
ハラスメント防止に向けた体制整備
健康管理・メンタルヘルスへの配慮

今後も職員の処遇改善およびサービスの質の向上に継続的に取り組んでまいります。

4. 情報公開について

介護職員等処遇改善加算の算定状況および取組内容については、本ホームページ等を通じて適切に公表しています。